

令和3年1月15日

社会福祉法人長井弘徳会

次世代育成支援対策法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員の働き方を見直し、男女ともさらに子育てや家庭に関われるように支援する為及び女性の活躍を更に推進する為に次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年2月1日 ～ 令和5年1月31日までの3年間
2. 内容

目標1：令和4年3月までに、時間外労働時間が15時間月以上となる職員を0にする

<対策>

- 令和3年4月～ 所定外労働の原因と分析等を行う
- 令和3年8月～ 原因の分析結果に対する対応協議・実施
- 令和3年12月～ 法人内広報等による職員への通知
- 令和4年4月～ 目標期間の開始（毎月のモニタリング）

目標2：職員が、日々の都合に合わせて、限られた時間をプライベートと仕事に自由に配分する事により、仕事や家庭の両立が図れるようフレックスタイム制度の導入を検討する。

<対策>

- 令和3年 4月～ 職員にフレックスタイム制度導入に対するアンケート調査を行う。
- 令和3年10月～ 調査により、問題なく導入可能と判断した場合、導入に向け、管理職等の研修会を行う。
- 令和4年 4月～ フレックスタイム制を盛り込んだ就業規則（案）を作成する
- 令和4年10月～ 職員親睦会と労使協定を結ぶ
- 令和5年 4月～ フレックスタイム制度を導入する